

香林坊地区まちづくり協定

まちづくり計画の名称		香林坊地区まちづくり計画
対象となる区域		香林坊1丁目及び香林坊2丁目の各一部
区域の面積		約3.9ha
まちづくりの目標		本地区は、金沢市の中心商店街を形成する地区であり、商業拠点としての賑わいと、都心軸上のメインストリートとしてふさわしい国道の沿道景観を創出することを目標とする。
まちづくりの方針		まちづくりの目標実現に向けて、地域が主体となり ① 情報発信のできる先進的な商業集積 ② ゆとりのある回遊空間の創出 ③ 風格のある景観形成 を基本方針として、活力のあるまちづくりを推進する。
住み良いまちづくりを推進するため必要な事項	建築物等の制限	次に掲げる建築物は、建築（用途を変更する場合を含む。）してはならない。 (1) 1階及び2階部分が住宅の用に供されるもの (2) ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所又は場外車券売場その他これらに類するもの (3) 自動車庫（ただし、建築物に附属するものを除く。） (4) 倉庫業を営む倉庫 (5) 工場で床面積の合計が50㎡を超えるもの
	壁面の位置の制限	国道の境界線から建築物の1階部分の壁面又はこれに代わる柱の面までの距離は2m以上とし、歩道と一体的な歩行空間を確保するものとする。
	建築物等の形態又は意匠の制限	(建築物等) 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（平成21年条例第4号）の規定により定められた景観形成基準に適合する建築物とする。 (広告物等) 屋外広告物等は、自家広告又は香林坊商店街振興組合（以下「組合」という。）が認めたもので、周辺環境に配慮したものとし、次に掲げるものを新たに設置してはならない。 ① 点滅灯、回転灯その他これらに類似のもの ② ネオン管で光源を点滅させるもの ③ 電光表示装置 また、屋外広告物等の設置に当たっては、できるだけ内照式のものを採用することとし、その色彩やデザインの選定については、事前に組合の了承を得ることとする。
	土地利用等の制限	(1) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号（キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業に限る。）及び第2号から第5号まで（低照度飲食店、区画席飲食店、まあじゃん屋等及びゲームセンター等）に掲げる営業の用に供するもの (2) 駐車場等の暫定的な土地利用は、概ね1年までを目安とし、その周辺には緑化を図ること。 (3) 屋外に自動販売機、商品陳列ワゴン等は、設置しない。 (4) 地域が主体となってまちづくりを推進し、公序良俗に反する店舗等の用に供する土地利用を行わない。

	<p style="text-align: center;">そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 空き店舗には、積極的に出店を働きかけること。 (2) 緑陰プロジェクトを推進し、敷地内に空閑地がある場合においては、まちなかの憩いスポットとして緑化を図り、ベンチや木陰等の配置に努めること。 (3) ショーウィンドウを芸術作品で飾るアートアベニュー（芸術道路）化を推進するとともに、夜間の照明（ひかりのプロムナード）の整備の促進を図ること。 (4) 駐車施設の設置及び車の出入りについては、道路交通の支障とならないよう十分配慮すること。 (5) 当協定区域内の者は、この地域の振興を図るため、その中心的役割を果たす香林坊町会及び香林坊商店街振興組合への加入等により相互に協力するよう努めるものとする。
--	--	--

● このまちづくり計画に基づいて、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第 11 条第 1 項の規定により、平成 16 年 9 月 28 日に地区住民等と金沢市長とでまちづくり協定を締結し、平成 29 年 3 月 30 日に一部変更しました。

● これらの基準とは別途に、「**金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例**」及び「**金沢市屋外広告物等に関する条例**」に基づく手続きが必要となる場合があります。